

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第12条の規定に基づき、次のとおり公告し、開発事業計画書及び開発事業構想検討書（以下「開発事業計画書等」という。）を縦覧に供します。

なお、開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項につき意見を有する者は、この公告の日から、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。

平成18年8月16日

仙台市長 梅原 克彦



記

1 事業者の氏名及び住所

2 開発事業の名称及び目的

名称 産業廃棄物最終処分場（安定型）増設事業

目的 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物最終処分場「安定型」）を増設する。

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区芋沢字青野木 490-1 外

面積 131,525 m²

4 開発事業計画書等の縦覧の期間及び時間

平成18年8月17日午前8時30分から

平成18年9月6日午後5時まで

（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

5 縦覧の場所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市都市整備局住環境部開発調整課（本庁舎7階）

6 意見書の提出先等

意見書の提出先 黒川郡大和町吉岡字天皇寺 184-26

株式会社シーエーコンサルタント 高橋和行 宛

注意事項 意見書には、次の事項を記入して下さい。

(1) 意見書の提出の対象である開発事業の名称

(2) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 開発事業計画書について郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る見地から事業者が配慮すべき事項に関する意見